

報道関係各位

2015年5月29日

透明性・公正性を示す コーポレートガバナンス・コード 全73項目を初日一挙開示

大東建託株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：熊切直美）は、政府の新成長戦略の一環である、日本企業のコーポレートガバナンス（企業統治）を世界水準に引き上げる政策、コーポレートガバナンス・コードの施行に伴い、施行初日である6月1日に東京証券取引所にコーポレートガバナンス報告書を提出し、自社ホームページでも全内容を公開します。

■コーポレートガバナンスに積極的に取り組みます

「企業の持続的な成長」「中長期的な企業価値の向上」を通じて、企業・投資家・経済全体の発展に寄与することを目的とするコーポレートガバナンスに対し、当社は施行初日に開示すること、必須開示項目11項目以外もすべて開示することなど、積極的に取り組んでまいります。

■主な対応内容

定められた開示項目は「株主の権利・平等性の確保」、「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」、「適切な情報開示と透明性の確保」、「取締役会等の責務」、「株主との対話」の基本原則5項目に加え、原則30項目、補充原則38項目の全73項目。このうち開示が義務付けられている必須開示事項は11項目。

【大東建託の主な対応内容】

- ・全73項目の内容を初年度より開示します。
- ・基本原則4-9「独立社外取締役の独立性判断基準の策定・開示」の関連で、「独自に定めた選任ガイドライン・独立性基準」に合致する社外取締役を3名選任しています。
（東証一部上場企業の平均は0.89名 出典：コーポレートガバナンス白書 東京証券取引所）
- ・社外取締役3名のうち1名は、外資系金融機関で長年グローバルな組織のマネジメントにかかわった女性を候補者として選出しています。今後、女性社員の活躍など、ダイバーシティ・マネジメント等での貢献に期待しています。
- ・基本原則4「取締役会等の責務」の関連で、業務執行取締役の相互評価制度と社外役員による評価委員会も導入しています。また、取締役の60歳定年制（代表取締役も含む）についても過去より導入しています。

■参考

コーポレートガバナンスとは、会社が株主をはじめ、顧客・従業員・地域社会などの立場を踏まえたうえで透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する。
（「コーポレートガバナンスの基本的な考え方」金融庁まとめより）

政府の経済成長戦略の一環として、会社法改正が4年半かかったところをわずか半年でまとめられたコーポレートガバナンス・コードは、安倍政権の肝いりであり、すでに世界70か国で採用されている。コーポレートガバナンスにおいて遅れを指摘されていた日本企業も、ようやく世界水準に並ぶことになる。すべての原則に従う必要はないが、対応しない場合、その理由を説明する義務がある。原則の解釈から開示内容まで、個別企業の判断にゆだねられており、その評価は官庁などでなく投資家が判断する。

以上

※詳しくは当社HPをご参照ください。

<http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/top.html>

<この件に関するお問い合わせ>
大東建託株式会社・経営企画室
和賀・赤羽
TEL (03)6718-9174